

事務連絡
平成26年12月26日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第498号）が公布され、平成27年1月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成26年3月5日事務連絡）を次のように改正し、平成27年1月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表II区分112の(9)を次のように改める。

(9) トリプルチャンバ（III型）

① 標準型

B0021120901

② 自動調整機能付き

B0021120902

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改 正 後

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

112 ベースメーカー		
(1) シングルチャンバ		
① 標準型	B002 112 01 01	
② MR I 対応型	B002 112 01 02	
(2) 削除		
(3) デュアルチャンバ（I型・II型）	B002 112 03	
(4) 削除		
(5) デュアルチャンバ（III型）	B002 112 05	
(6) デュアルチャンバ（IV型）		
① 標準型	B002 112 06 01	
② MR I 対応型	B002 112 06 02	
(7) トリプルチャンバ（I型）		
① 標準型	B002 112 07 01	
② 極性可変型	B002 112 07 02	
(8) トリプルチャンバ（II型）		
① 単極用又双極用		
ア 標準型	B002 112 08 01 1	ア 標準型
イ MR I 対応型	B002 112 08 01 2	イ MR I 対応型
② 4極用	B002 112 08 02 1	② 4極用
(9) トリプルチャンバ（III型）		
① 標準型	B002 112 09 01	⑨ トリプルチャンバ（III型）
② 自動調整機能付き	B002 112 09 02	

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

112 ベースメーカー		
(1) シングルチャンバ		
① 標準型	B002 112 01 01	
② MR I 対応型	B002 112 01 02	
(2) 削除		
(3) デュアルチャンバ（I型・II型）	B002 112 03	
(4) 削除		
(5) デュアルチャンバ（III型）	B002 112 05	
(6) デュアルチャンバ（IV型）		
① 標準型	B002 112 06 01	
② MR I 対応型	B002 112 06 02	
(7) トリプルチャンバ（I型）		
① 標準型	B002 112 07 01	① 標準型
② 極性可変型	B002 112 07 02	② 極性可変型
(8) トリプルチャンバ（II型）		
① 単極用又双極用		
ア 標準型	B002 112 08 01 1	ア 標準型
イ MR I 対応型	B002 112 08 01 2	イ MR I 対応型
② 4極用	B002 112 08 02 1	② 4極用
(9) トリプルチャンバ（III型）		
① 標準型	B002 112 09 01	⑨ トリプルチャンバ（III型）
② 自動調整機能付き	B002 112 09 02	